

一般財団法人 福岡県学校安全振興会 助成金交付規程

一般財団法人福岡県学校安全振興会定款第4条第2号第3号に基づき施行する事業の助成金の交付規程を次のように定める。

1. 助成金の対象事業

教育関係諸団体の行う安全、健康教育及び健全育成に関する調査研究、実践活動への助成。

2. 助成の決定

- (1) 助成する教育関係諸団体及び助成金額の決定は、理事会にて行う。
- (2) この方法は、会計年度ごとに行う。

3. 助成金の交付申請

助成金の交付申請を受けようとする団体は、次の書類を提出する。

- (1) 助成金交付申請書 (様式 1)
- (2) 事業計画書 (様式 2)
- (3) 助成金交付請求書 (別紙 1)

4. 交付の決定

助成金の交付については、理事会の決議を経て申請者に通知する。

5. 実績の報告

助成金の交付を受けた団体は、交付の対象となった事業等が終了した後、30日以内に次の書類を提出する。

- (1) 実績報告書 (様式 3)
- (2) 研究要綱・資料等
- (3) 助成金交付活動決算書 (任意様式)
- (4) 助成金領収書 (別紙 2)